

提案仕様書

1 業務名

「大札新」を用いた企業誘致広報プロモーション業務

2 業務の背景と目的

【背景】

- ・本市では、産業の活性化及び経済の振興を図るべく、主に首都圏の企業を対象とした本社機能移転やIT企業等の誘致に取り組んでいる。
- ・現在本市では民間投資を活用した再開発が次々計画され、オフィスビルについては2030年までにかつてない大量供給が見込まれるなど都市のリニューアルが進んでいる。
- ・本市中心部で再開発が次々と起こり街が生まれ変わろうとしていること、またそれに向けて積極的に企業進出を促していきたいという姿勢を明確に打ち出していく必要があることから、本市では「大札新（ダイサッシン）」というスローガンとロゴマークを作成。令和4年度よりプロモーションを行ってきた。
- ・大札新を用いたPRは本市中心部の再開発の動きに合わせ2030年ごろまで実施していく見込み。本年度は、首都圏のビジネス層やIT系企業など幅広い層への認知度向上に加え、首都圏企業（業種問わず）の経営層へも大札新を周知していきたい。



【目的】

- (1) 感度の高い20代～50代の首都圏のビジネス層に対し、以下の事項を印象付けるとともに大札新の認知度を上げる。
 - ア 札幌がビジネス面で優れた都市であること
 - イ 都市機能と豊かな自然が隣接し、ワークライフバランスが整った都市であること
 - ウ 都市のリニューアルが進む札幌は、新しいこと・ものを受け入れ成長を続けるまちであること
- (2) 再開発で生じるオフィスビルへの入居が見込める、首都圏の企業の経営層へ(1)ア～ウを印象付けるとともに、札幌への企業進出を動機づける。

【参考】

過去のプロモーション内容は以下の通り

<令和4年度>

- ・新幹線車内搭載紙「Wedge」への広告掲載
- ・品川駅デジタルサイネージへの広告掲載
- ・Facebook等へのウェブ広告の掲載

- ・市長ビデオメッセージの作成

<令和5年度>

- ・15秒のPR動画の作成
- ・JR東日本 山手線・横須賀総武線快速車内でのPR動画配信
- ・JR東日本 首都圏路線での車内広告の掲載
- ・Facebook、Youtube等へのウェブ広告の掲載
- ・大札新ランディングページの作成

<令和6年度>

- ・雪ミクをPRアンバサダーに任命
- ・JR品川駅でのイベント実施
- ・PR動画の作成
- ・JR東日本 山手線・横須賀総武線快速車内でのPR動画配信
- ・JR東日本 首都圏路線での車内広告の掲載
- ・スマートニュース、Youtube等へのウェブ広告の掲載
- ・公式Xの運用開始

3 業務内容

受託者は、上記2の目的を達成するためのKPIを定め、大札新のスローガンとロゴマークを用いたウェブマーケティング全般にかかる業務を一気通貫で行うこと。また、必ず以下の業務を行うこと。

なお、実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に、委託者と受託者で協議し調整する。

(1) ウェブ広告の掲載

KPI達成のために最適なウェブ広告を掲載すること。

広告については一過性のものではなく、定期的に評価検証、分析を行い、手法、ターゲティング、媒体等の改善を適宜行いながら長期的に掲載すること。

(2) 公式Xフォロワー獲得

特に20代～50代のビジネス層を対象に、「大札新」公式X(@daisasshin)フォロワー獲得のための施策を実施すること。

(3) タイアップ記事の掲載

首都圏の経営層へリーチする最適なウェブメディアを選定し、札幌市への企業進出を動機付けるタイアップ記事を1本以上掲載すること。

(4) ウェブサイト「NEXT SAPPORO 企業進出総合ナビ」

(<https://www4.city.sapporo.jp/invest/>) について下記の通り改修を行うこと。なお、ウェブサイト全体の大幅な構成、レイアウト変更は行わない。※「大札新」ランディングページも対象ページに含む。

ア トップページのデザイン、レイアウト

- イ サイト内ページの新規作成及び修正（15 ページ程度）。なお、新規作成にかかる掲載テキストは委託者が提供する。
- ウ 「進出企業」ページへ3社を追加。なお、企業への取材、写真撮影、インタビュー記事の作成も行うこと。
対象ページ：<https://www4.city.sapporo.jp/invest/interview/>

4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。
また、委託者の意向を適宜反映した広報活動とするため、委託者と例月打ち合わせを行うこと。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (6) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第

28 条までに規定する権利をいう。) を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。

(7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。

(8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。